

6.15国会突入事件を中心にして

昭 35. 6

警 察 庁

6. 15 国会突入事件を中心にして

6. 15 国会突入事件に際し、榊美智子さんの死をはじめ、数百名の負傷者を出したことは、治安維持の責を負う警察として、かえすがえすも遺憾にたえないところであります。

こんど、このような不祥事を二度と再び繰り返さないよう、国民の皆さまとともに一層の努力をいたしたい所存であります。

とくに、こんどの事件に関して、私どもに対し各種のはげましや、批判、抗議が連日多数寄せられております。私どもはなんのこだわりもなく国民の皆さまのご批判をあおぎ、足らざるはおぎない、行きすぎは是正し、国民の信頼にこたえないのであります。申すまでもなく、治安は、ひとり警察の力のみでは維持できるものではなく、こんごとも、国民の皆さまの理解あるごべんたつをお願いいたし、一日もはやく明るい社会の実現に相ともにまい進したい念願であります。

しかしながら、あまりにも事実とかけはなれたことや、はなはだしい誤解があり、まことに残念に思います。

これらのことについて、今までに明らかになっている事実を率直に皆さまにお伝えして、皆さまのご了解を頂ければとぞんじます。

昭和 35 年 6 月 23 日

警察庁長官官房総務課長

浜 中 英 二

○ 榊美智子さんの死因について

こんどの全学連デモで、榊美智子さんが死亡されたことは、本当にかなしいことではあります。

榊さんの死因について、6月21日の閣議で、法務大臣は、次のとおり陳述されております。

「榊美智子の死因につき、検察庁よりの中間報告によれば、行政監察医の監察結果及び検察官の行なった検視、死体の解剖の結果を総合するに、足部に若干の擦過傷が認められるが、頭部、両手、その他の部位には骨折はもとより外傷はなく、結局、腹部、頸部に強い圧迫を受けた結果の腹部内出血死または窒息死と認められ、この科学的所見は参考人の取調、その他の地検の捜査とほぼ符合するところである。

巷間の一部に、警察官が警棒で打ち殺したなど、虐殺したかのごとくに伝える向もあるが、検察庁のいままでの捜査の結果に照らしても、これは全く科学的根拠のない意見と考えられる。」

死因については、目下さらに、科学的に正確な事実が調査されつつあり、公正な結論の出ることを期待しているものであります。

このような事実の真相の究明を要することについては、その究明の結果を待って事を論するのが、思慮ある国民の態度ではないでしょうか。

社会的地位のある方までが総合的な調査をまたず、事を断ずるがごときば、まことに理解に苦しむところであります。

○ 右翼と結託して警察がデモ隊を挑発したという点について

(1) 当日護国団員が自動車で衆議院第2通用門付近にあらわれ、デモ隊と言い合いをしたデモ隊の中から護国団の車に石、棒などを投げつける者もあったと目撃者は語っていますが、のち、学生らにめぐりかかった事件については、まず、現場付近で交通整理にあたっていた警察官数名が、直ちにその制止と検挙にあたりました。

同時に、国会構内に配置されていた警備部隊の一部が、周囲をとりまくデモ隊をかきわけて、現場に急行し、双方の乱闘を制止した上、護国団員7名を現行犯として逮捕するとともに、他の全員を署に同行しこのうちさらに20名を逮捕しています。

(2) いかなる場合においても、警察は、違法行為にたいしては左翼、右翼の別なくその取り締まりを行なっております。

また交通整理の警察官が、現場を見ながら、何もしなかったとか、デモ隊が警備部隊に注意したのに、制止の任務を受けていないとって、傍観していたとか、警察が白バイで右翼を送迎したとか、ひどいのは、警察と右翼が結託、共謀して学生らを挑発したという中傷をする人もいます。しかし、

① 現場にいた数名の交通整理の警察官が、直ちにその制止、検挙につとめたことは、6月16日付の新聞に報道された写真によっても明らかです。

② 警備部隊が現場にかけつけるまでに若干の時間を要したといっても、当時学生らの国会突入に備えて、国会構内に配置されていた部隊が、周囲をとりまく多数のデモ隊をかきわけて、現場に到着したのはトラブルがはじまってから、ものの5分とたたないうちであります。けっしてち疑していたわけではないのです。

③ 白バイによって右翼を送迎した……云々にいたっては、まったく事実無根のことです。これは警戒のために、警察が右翼を追尾していたのです。また当時検挙した者や、同行を求めた護国団員が輸送車等に乗車を拒むので、およそ100名の機動隊員が、麹町署まで、これらの者を、徒歩で護送したことをこのようにわい曲して伝えているものと思えません。

以上のことからもうかがえるように、この事件についても警察が右翼と結託してデモ隊を挑発した、というような議論は、まったくいわれないことです。

(3) むしろこれらのことから、当夜の学生の暴力行動を正当化しようとするこそ、きわめて危険であります。

当夜学生は、あらかじめ門の扉や、バリケードをこわすために、鉄切鋏、ペンチ、ナタ、スパナ、柱様の木材を携えていました。また、警察車両を引出すために太綱すら準備していたのです。そして「国会内に突入しなければ、今日の行動は意味がない。南通用門から正門にかけて、警察の阻止線の弱いところから国会に入ろう」と意思の統一をとっていたということでもあります。げんにこれらの器具を使って、

国会通用門を破壊し、警察車両の焼打ちをするなどの暴力的行動を行ない、そして、ついに国会に突入するという不祥事態を起したのであります。たとえ、右翼による前述の事件があったとしても、このような暴力を働いたデモ隊の責任をいささかも軽減することにはならないはずです。もちろん、右翼の暴力行為が、責任を問われることもまたとうぜんです。

○ 警察が学生らを国会構内に「ひき入れ」て「挑発した」という点について

あの事件の翌朝、衆議院の南通用門付近を通られた人々は、同門前付近の歩道の敷石（コンクリート造り）が多数はがされて破砕され、その大小の破片が、ひきたおされた南通用門の構内に多数散乱しているのを目撃されたはずであります。

当日、南通用門付近に配置された警備部隊は、デモ隊の乱入を防止するために同門の扉の内側に並べられた4台の車両と、内扉をはさんで、同門の内側に位置しました。学生らは、まず鉄切鋏で、南通用門の扉を補強してある鉄線を切断し、扉にロープをかけてこれを引きたおして完全にとりはずし、さらに鉄筋コンクリート造りの左側門柱までも引きたおして突破口をつくりました。そして、警備部隊にたいして敷石をはいて破砕した石を盛んに投げつけるとともに、門の前に並べてあつた車両に火のついた新聞紙を投げ込み、ついにその1台に綱をつけてひき出し、その空間から先頭が突入してきたのです。

この激しい投石のために、警察側には多数の負傷者が続出し、この突入してきたデモ隊をすぐに門外に押し出すことができず、一時後退して、これを阻止せざるを得なかったというのが実情でした。

学生が「無抵抗」で——たんに「抗議しただけ」のものなら、あのような事態は起こりうるものではなかったはずです。

○ 警察官が警棒をふるって逃げる学生におそいかかったという点について

当日、一部の暴徒化した学生たちが門扉を引きたおし、車両に火をつけ、石を投げ、暴力によって国会に突入するという事態にいたったために、警備部隊がこれを制止し、また危険を防ぐために警棒を使用したことは、やむをえないことであります。

警職法やその他の法規も、このような場合に、警棒を武器として使用することを認めているわけでありまして。

もちろん、必要の限度をこえて、これを使用することが許されないことは、どんな場合でも変わりはありません。その必要の限度とは、事態の緊きつと、現場状況を観察して判断すべきものです。たとえ局部的には後ろ向きになって後退している者がいたとしても、そのうしろから続々とデモ隊がおしよせ、大きな石を投げつけてくる場合には、なお警棒を使用しても、速やかに事態の制止鎮圧に努めねばならぬ、やむを得ない場合があるのであります。

○ 警察が鉄で作った特別の警棒を使用したという点について

こんどの事件で警察官が、直径、長さとも木製警棒とほぼ同じ金属製の警棒を使用したということが、一部で報道されています。警棒については、国家公安委員会規則（警察官の服制及び服装に関する規則）によって、その材質や直径、長さなどをはっきりと定められており、警視庁等でその規格外の警棒を製作、使用した事実は全くありません。

その後の調査で、この金属の棒は、警察輸送車のタイヤをはずすのに使うネジ回しであることが分かりました。それは当日デモ隊の者によってこわされた車のものであったのであります。

○ 河上丈太郎氏にたいする刺傷事件を防止し得なかったという点について

当日も警察は、右翼等による不法事案発生を防止するため、万全の警備体制をとっていたのでありますが、事件の発生した衆議院面会所附近には、社会党、共産党の請願受付所がありまして、ここに警察官を配置するということは、請願者に威圧感を与え、また、刺激することになるというので、社共両党から同所の警察官配置を極力避けてほしいとの要望もあり、同面会所の入口、両側に各1名、附近に1名の警察官を配置することにとどめていました。（その他に万一の事態に備えて、面会所内ホールに1ヶ小隊24名を待機させていました。）

しかも、被疑者戸調は、請願にくる労組、学生の中に入って請願受付所にやってきて、トッサの間に、あの兇行におよんだものです。

○ 死者の数について

6. 15 事件による死者は、8人あるかのようなことも耳にするのでありますが、家族からの届け出はもちろん、病院その他関係機関の調べでも、樺美智子さん以外に死者は一人もありません。

これは、おそらく15日以降毎日連続して、デモに参加して家に帰らなかった人たちのこと等が誤聞されたためではないでしょうか。

○ 日本銀行の設立
明治元年（一八六八）三月、
政府は、日本銀行の設立を
議決し、その資本は、
一千万圓と定む。

日本銀行は、明治二年（一八六九）
四月、東京に設立され、
明治三年（一八七〇）三月、
政府は、日本銀行の
業務を、銀行業務、
兌換業務、信託業務、
と定む。

○ 日本銀行の業務
日本銀行は、明治二年（一八六九）
四月、東京に設立され、
明治三年（一八七〇）三月、
政府は、日本銀行の
業務を、銀行業務、
兌換業務、信託業務、
と定む。